

市川賞授与規定

平成13年12月 3日制定

平成23年 8月 1日改正

- 第1条 公益社団法人日本木材加工技術協会に「市川賞」の制度を設ける。
- 第2条 「市川賞」は、わが国の木材産業の発展に寄与する新しい研究・技術開発の業績に対して授与する。
- 第3条 受賞者は個人とし、会員たると否とを問わない。
- 第4条 会員は受賞に適すると思われるものを協会に推薦することができる。
但し、団体・機関等が推薦する場合はその団体・機関等は会員でなくてもよい。
推薦にあたっては、所定の推薦書様式に従って手続きするものとする。
- 第5条 「市川賞」は、賞状及び賞金とし、毎年1回2件以内に授与する。賞金は10万円とし、市川賞を受けるべき業績が2件の場合は、これを等分するものとする。なお、賞金は市川賞引当金を充てる。
- 第6条 「市川賞」は、受賞者を決めるための市川賞候補者選考委員会（以下、市川賞選考委員会という）を置く。
- 第7条 市川賞選考委員会は、受賞候補者4件以内を選考し、理事会に報告する。
- 第8条 理事会は、市川賞選考委員会から報告された受賞候補者の中から受賞者を決める。

市川賞授与規定に関する了解事項

平成13年12月 3日制定

平成21年12月11日改正

- （第2条）「木材産業の発展に寄与する新しい研究・技術開発の業績」とは、木材産業に新しい可能性を提示する業績で、革新的な新規開発、技術開発を誘導するような開発・学術研究、近く実用化が見込まれるまたは実用化が進行中のものなど、未来指向の業績とする。但し、同種の課題ですでに他の学・協会等から受賞したものは受賞対象としない。
- （第3条）「個人」とは、単数もしくは複数の個人を指すものとする。従って、プロジェクトチーム、グループ研究等の業績も受賞対象となるが、「受賞者」はその構成員個人の集合体である。この場合の「受賞者」は連名とし、代表者を明記するものとする。
- （第5条）「賞状及び賞金」は1件の受賞者が複数の場合でも各1点とする。